

事業者特定評価基準

1 提案の評価方法

提案書の評価は、あらかじめ附属病院第一契約審査会で承認された評価基準を基に評価点を採点し、評価が高い上位者を交渉権者とします。

2 評価委員会における評価手順

多様な視点から評価する評価委員会を設置し、評価を行います。

- (1) 評価委員会を開催し、提案書の精査、および提案書のプレゼンテーションの後、各評価委員は評価項目ごとに評価点を評価表へ記入します。
- (2) 評価後に評価表を回収し、事務局が集計し、評価委員会に報告します。
- (3) 評価委員会を附属病院第一契約審査会に諮ります。

3 総合得点の算出方法

I 評価項目

- (1) 提案に対する基本的な考え方【20点】
- (2) 調理・衛生管理・教育関連業務【250点】
- (3) 院内保育所給食運営業務【10点】
- (4) 指揮管理体制及び人員配置【80点】
- (5) 自由提案【20点】
- (6) 提案金額【20点】

II 各評価項目の評価点

提案書記述内容により、原則5点、4点、3点、2点、1点の5段階評価としますが、5段階評価の目安は、次のとおりとし、標準的な提案は3とします。

また、例外として設問内容により2段階評価も設定しますが、評価対象外の場合は0点とします。

【評価の目安】	
5	極めて優れている
4	優れている
3	標準的である
2	やや劣っている
1	劣っている

※評価委員は、上記の点数で評価します。

III 各評価項目の重み

各評価項目は重要度に応じ、1、2、4の係数を設定し、評価点に乘じます。

IV 総合計点数

評価点の満点は400点とします。

4 参加表明事業者が1社のみであった場合は、最大評価点を(満点)の60%評価基準点とします。